四　ドバイ事務所テヘラン出張所の変更

㈠　所在地の変更

変更前	No. 237, Northern Iranshahr St., Karimkhan Zand Ave., Tehran, ISLAMIC REPUBLIC OF IRAN
変更後	Golzar Street, Nobonyad, Tehran, ISLAMIC REPUBLIC OF IRAN

㈡　変更年月日　平成二十二年十二月二十日

○東北地方整備局告示第二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十四日　東北地方整備局長　徳山日出男

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四十五号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
登米市津山町柳津字幣崎三八一番一から同市津山町横山字細谷二六番一五まで	前	一四・八〇～三九・三〇メートル
	後	二〇・一〇～四三・四〇メートル

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十四日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	登米市津山町柳津字幣崎三八一番一から同市津山町横山字細谷二六番一五まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年二月十四日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業幹線街路環状第四号線

三　事業施行期間　自平成二十三年二月十四日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都新宿区富久町及び余丁町地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年二月十四日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　滋賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二年建設省告示第千五百二十三号高島都市計画下水道事業琵琶湖流域下水道（高島処理区）

三　事業施行期間　自平成二年九月一日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第二十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次の登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十三年二月十四日　近畿地方整備局長　上総　周平

(1)　登録年月日　平成二十三年二月一日

(2)　登録番号　近畿地方整備局長　9

(3)　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社技研

(4)　住所　大阪府大阪市北区天満四丁目十二番九号

(5)　代表者の氏名　石田　榮市

(6)　登録の区分　住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号及び第二号に定める区分

(7)　評価の業務を行う事務所の所在地　大阪府大阪市北区天満四丁目十二番九号

(8)　法第十三条の評価員の氏名　浅野　彰、氏田　裕子、藤井　孝宏、大野　真也、甲斐　修治、林　茂勝、櫻木　康司、塩崎　祐士、深田有美子、中島　克敏

(9)　役員の氏名　石田　榮市、石田　恵一、大屋　周三、石田　裕二

(10)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名　甲斐　修治

(11)　評価の業務を行う区域　滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域

○近畿地方整備局告示第三十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年二月十四日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号　近畿地方整備局長　14

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社兵庫確認検査機構